

---

日 時：平成29年11月30日(木) 13時30分～15時10分

---

場 所：湯梨浜町役場 第3会議室

---

出席者：戸羽委員長、中村副委員長、山根委員、長委員、福井委員、大田委員、谷岡委員、福井委員(代理出席)、  
米村委員

(事務局)

山田課長、宮本課長補佐、植田副主幹、佐々木主事、米原生活支援コーディネーター、戸崎社会福祉士  
計18名

---

## 1 開 会

### 2 あいさつ

課長：前回皆様をお願いして地域の困りごと等についてご意見をいただきましたので、本日はその結果のまとめと生活支援コーディネーターが地域のサロンに出かけた中で助け合い体験ゲームをさせていただき、その中で出てきた困りごとについても解決方法と合わせて紹介させていただきます。第1層を立ち上げて、2回の会議となりますが、平成30年度に向けて第2層をどのように立ち上げるのか。町では旧町村単位を考えていますが、そのあたりについてもみなさんのご意見をお伺いしながら、現在までの状況も含めてお話しさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

委員長：2回目の協議体ということでお集まりいただきありがとうございます。来年度に向けて、事務局から方針や考え方についての説明があると思います。みなさんからもご意見をいただきながら、よりよい協議体になるよう、ご協力をお願いします。

## 2 協 議

① 各地区、団体、事業所の課題解決できる方法について(アンケート結果報告)

② 助け合い、支え合い等を行う組織活動について

事務局：資料に基づき、説明

委員：入浴介助や排せつ介助について、介護保険が利用できない人に対しては自費ヘルパーの利用とあるが、どういうものなのか。介護保険事業所のヘルパーと同じ人が対応しているのか。

事務局：介護認定を受けている方は訪問介護により生活援助の支援が受けられるが、認定を受けていない方、認定に該当しそうでない方については自己負担でのヘルパー利用となる。介護保険事業所とは異なる事業所が対応される。利用については事業所に直接依頼していただくことになる。役場では相談があれば、必要に応じて紹介させていただく。

委員：自費ヘルパーの利用について、困っている高齢者はそういったものがあると知っているのか。

事務局：相談して頂くと情報提供等対応させていただく。まずはどこに相談したらよいか、お電話等でも窓口につながる必要がある。入浴や排泄介助が必要な方は介護保険の該当にはなる場合がほとんどだと考えられるが、怪我等で一時的に支援を受けたい場合には家政婦等のサービスも支援のひとつではある。恒常的に介護が必要であれば介護認定を進めていく。

委員：サロンで聞き取りされた困りごとはざっとみて40項目程度上がってきているが、もっと多いと考えられる。そうすると第3層は非常にウエイトが高い。高齢者の方が多い地域はとても負担が大きいのではないかと。近所同士の助け合いや協力が大切であるが、その近所同士が衰弱している実態がある。違う視点でみるのが大切ではないだろうか。1層2層は順次ランクアップしていけばいいが、第3層をどうするかが課題。

事務局：なかには頼みたいけど頼めないという声もある。そういった場合には助さんやシルバー人材センターの支援を活用している人もいる。地域のつながりがもう少しあれば、解決できることもあるように感じている。それができないのが現状であると実感している。

委員：困りごとにはたくさんあるが、日常会話がきちんとできていればすぐに解決することもある。そういった些細なことでもこうして羅列してみると危機感が迫ってきて、非常に重く感じてしまう。もう少し違ったまとめ方はないのだろうか。

事務局：課題のまとめ方については課内でも悩んだ。目に見える形がよいということもあり、このような形で提示させていただいた。話をすればすぐに解決できることもあるが、なかには発信できない方もおられる。

委員：行政以外に対応できるセクションがどの程度あるのかも把握していく必要がある。

委員：サロンの聞き取りのまとめはサンプル数が17か所ということであったが、サロンを実施している地区は全部で何か所になるのか。

事務局：行政区は75か所中あり、そのうちサロンを開催している地区は72または73か所になる。開催頻度は地区によって異なる。毎月開催のところもあれば半年に1回のところもある。

委員：私の個人的な意見ではあるが、第3層に役場職員をコーディネーターとして配置することはどうだろうか。各地の世話人さんも高齢化しており、大変だと思う。生活圏に近いところで情報収集するのに誰が責任を持って行うのか。可能であれば役場の縦割りをやめて、第3層に1名または2名程度の職員を72地区のサロンに配置したら違った切り口が見えてくるのではないか。

委員：割り当てというのは地区に担当をつけるということか。

委員：集落担当をつけるということ。

委員：行政が長い間続けて来られた中でいろんな蓄積があるはず。日常的に職員と地域はいろんな情報を共有していると思う。それが直接仕事に結びつかなくても個人的にいろんなことを聞いていると思う。そういった情報を1箇所に集めて庁内ヒアリングみたいなものができるような体制が必要ではないだろうか。ある程度の情報をもっていないと、いきなり困りごとについて聞き取りしてもなかなか吸い上げが難しいのではないか。もうひとつは、この協議体は住民の困りごとに対して、ひとつひとつに解決方法を提示していくのが役割なのか。それとも困りごとを解決するための仕組みを考えるのが協議体の役目なのか。

事務局：まずはいま、町内にどういった困りごとがあるのか掘り起しすること。そして今日ご説明させてもらったように、こういった問題があるけども、それに対して現状の公的、または私的サービスで解決できる問題もある。けども、いまあるサービスではできない問題もあるため、それについてどう解決していくかを協議する場がこの協議体になると考えている。その中で生活支援コーディネーターはそこを進めていく役割と実際に困っている人に対して支援をコーディネートする役割がある。第2層はそれをもう少し小さな旧町村単位で行っていく。全町的に考えて制度として町が作らないといけない、公的サービスとして整備しなければいけない課題についてはこの第1層で協議していく。

委員：現実に対応できそうな、サポートできる組織やサービスはどんなものがあるのか。

事務局：社会資源の掘り起し作業はいま現在しているところ。すでに把握しているものについては前回の協議体でお配りした「高齢者支援のための地域支え合い手引き」に公的及び私的サービス、補助制度等をまとめている。サロン等の情報についても把握が完了すれば、今後追加していきたい。

委員長：先ほど委員の方から話がありました、役場職員を集落担当として配置する件については私も賛成する。専門的な者が各集落につかないと、それぞれの集落のニーズがわかりにくいと思う。

## ③ 第2層協議体について

事務局：(資料に基づき、説明) 多彩な事業所のネットワークにより支援体制が構築できることを目指すため、湯梨浜町版の支援体制を作り上げていく必要がある。第1層が行政主導型、第2層が小学校区単位で協議体及び生活支援コーディネーターの配置が求められている。そして、第3層が各集落となる。国の方針では平成30年度中に第2層の協議体と生活支援コーディネーターの配置をするようになっている。町として、第2層のあり方として泊、東郷、羽合のそれぞれに設置をしたいと考えている。現在、困りごとを抱えた住民に対してのコーディネートしていく支援は社会福祉協議会が以前から行っていることと重なる部分が多い。1層の行政と2層の社会福祉協議会で共有する機会をもちながら、2層としての役割を強化していきたい。第3層については町内75集落あるが、区長や民生委員を中心として地域での助け合い活動を推進していく活動を検討している。区の中では福祉だけでなく、防災等さまざまな業務を区長を中心に行っていただいている。特に民生委員は福祉分野で最前線に立って活躍して頂いている。そういったなかで第3層は進めていきたい。町としては第2層をしっかりとして整備していきたい。本日、社会福祉協議会の方とも協議させていただいた。結論はまだでないが、社協は旧町村単位でそれぞれ支部をもっておられ、身近な支部に相談に行かれる方も多い。その中で職員がすでに対応して必要な情報提供や支援につなげる対応をしている。あえて別に生活支援コーディネーターを3地区に配置するよりも、既存の社協の活動の中で行っていただく方が効率的であり、また、サービスの内容についても幅広い知識をもっているので対応がしやすいと考える。これを民間の方にいちからお願いする形になると費用も時間もかかってしまう。困っておられる方を待たせることもできないため、そういったことを勘案し、社協にお願いしたいと考えている。

委員長：第2層が社協の方でという話があったが、実際にいま社協の支部で担ってきていることを充実させていけばいいと思う。みなさんの方のご意見も伺いたい。

委員：内容をみても社協が主になることだと感じる。

事務局：社協でやっている事業も含めて整理していく必要がある。生活支援コーディネーターや協議体の役割の多くは社協がやっている業務と重なる部分が多い。

委員長：いまやっている社協の福祉支援事業に生活支援体制整備事業が加わるとなにか違った新たなことをしなければならぬのか。

事務局：違ったことをあえてする必要はない。生活支援体制整備事業として必須なことは階層ごとに生活支援コーディネーターを置くこと、協議体を設置することがあげられている。そのための費用については国、県、町の地域支援事業のくくりの中でやるように定められている。例えば、社協の支部職員を生活支援コーディネーターとして任命・配置し、小地域の座談会を活用し、地域の困りごとや問題点について話し合ってもらって協議体の役割が担える。いまある人材や会議をこちらの事業とも位置付けながら行っていけばよいと考える。そうすれば、費用の面についても地域支援事業のなかからいくらか町として社協に補助することもできる。第1層と2層とのつながりについてはそれぞれの生活支援コーディネーターの連絡会議を定期的で開催して2層への課題を1層に吸い上げて協議していくような形をイメージしている。

委員：住民ニーズとこれから提供するサービスと既存のサービスとなりがどう違うのかという整備はどうしていくのか。例えば買い物ひとつにしても人によっては週1回でよい人と週2回は必要だという人がいる。そのあたりの標準化した数値、ニーズとサービスの合致点はあるのか。人によって求める程度は異なるのに、同じサービスで解決できるのか。

事務局：買い物に行きたいというニーズに対してはバスの利用ができるのかどうかにもよる。本人の状態に合わせて必要な支援につなげていく、マッチングがコーディネーターの役割となる。バスに乗れる方に対しては企

画課が実施している定期券補助の制度が利用できる。バス停が遠くてバスに乗れない方に対してはバス停よりも近くで乗り降りできる乗り合いバスの利用の提案が望ましい。そのような提案や紹介を普段から社協が行っているところではあるが、そこを生活支援コーディネーターという位置づけでやっていただきたい。

委員：乗り合いバスの回数を望む声が多いがそれについてはどうか。

事務局：そのニーズについても聞いている。本日の社協との協議のなかでも乗り合いバスの回数増加について協議を行ったところだった。そういったニーズについても第2層等の協議の場でもどんどん声をあげていただくとありがたい。

委員：既存のサービスもあるが、現状のままでなく、細かいニーズにも対応できるように協議していくことも可能か。

事務局：既存のサービスがどんなものがある、どんな利用ができるのかを把握した上で、困っている方に対してニーズに応えられるサービスがない場合に、制度的に整備が必要なのか、補助的に支援すればいいのかこの場で協議していく必要がある。

委員：例えば運転免許証返納者に対してのタクシーチケットの助成についても返納してから1年に限定されてしまう。移動販売車についても、その場所まで遠くていけないということもある。原地区でも移動販売車に来てもらったことはある。最初の頃は利用者も多かったがだんだんと減っていき、自然消滅してしまった。魚クワイヤも同じだった。

事務局：移動販売車も品揃えに限界があることと、価格設定が高額になってしまう問題があり、定着しにくい。中山間地の補助金で車両購入と運営費の補助が3年間あるが、移動販売は効率も悪く、値段も高くせざるを得ないため、採算が合わない。ホンダも車の販売だけでなく、高齢者支援にも取り組んでいて、先日湯梨浜にも来られていた。「とくし丸」という移動販売が全国的に事業として成功している。車は自分で購入する必要があるが、フランチャイズして地元の協カスーパーから商品を仕入れて、売れ残ったらまたスーパーに戻して店頭販売する仕組みになっている。地元もスーパーも潤うようになっている。まだ協力店舗は県内では1店舗しかないが、今後そういった取組みも検討していく必要がある。

委員長：泊地区は小さな拠点づくりの取組みで先日、移動販売や商店についてアンケートが来ていた。単独は難しく、民間の会社の取組みが必要

委員：松崎はまちづくり会社がAコープだった店舗の改装工事が来月から始まる予定。他地区でも送迎があれば利用が増えると思う。それを社協や町がする訳にもいけないので、業者がすべきことだとは思っている。その場合は特殊な免許が必要なのか。

事務局：お店で買い物していただくのに、無償で送迎する分には特段必要ない。お金をとると有償運送になるため、許認可が必要。無料であれば規制はかからないが、事故の問題はある。

委員長：第2層を社協が受けることになれば、委託料や補助金の対象になるのか。創出した個々のサービスについても補助は受けられるのか。

事務局：生活支援体制整備事業に関する補助は生活支援コーディネーターの配置にかかる費用と協議体の設置、運営に係る費用が対象になる。そこから創出されたサービスについては別の補助メニューにあるのか探していくことになる。

委員長：社協としてはどうか。

委員：困りごとについての解決に向けて、今ある助さんや乗り合いバスについて、現状よりももう少しパワーアップ、ボリュームアップしていかないと、ニーズに対応していくことは難しいのではないかと感じている。

委員長：生活支援コーディネーターの配置による補助が入れば、住民と直結した支援の充実も図りやすくなるの

では、町からの補助や募金等の財源も見込まれるだろう。

委員：地域福祉は介護保険のように収益のあるものではないが、呼ばれる頻度にもよるとは思う。

委員長：中部のなかでも生活支援コーディネーターを社協委託しているところが多いと聞く。

事務局：いまやっている事業と重なる部分があるので、実際コーディネート業務も実施している。社協の業務と併用してやっていただくこととなれば、検討の余地もあるではないかと思い、お願いしてはしている。

委員長：第2層は社協に委託していくような方向が望ましい。また、サロンでの困りごとの聞き取りについてであるが、シルバー人材センターがほとんど対応している現状があるのにおどろいた。

委員：困りごとに上がっている除雪については、会員自身も自分の家の除雪に困っている状況で依頼が来たりすることがあり、大雪時には対応が難しいこともある。

委員：以前の大雪のときに独居高齢者から雪かきの相談を受けたことがあった。区長に相談するよう提案しても区長さん自身も丈夫な方ではなかったため、結局自分で行われた。土日等の除雪対応についても課題であると感じている。

委員：シルバー人材の会員は湯梨浜町の60歳以上のほんの2%の130人程しかいない。そのため、大雪時の活動を期待されても難しい。

委員：旭区は区長を中心に対応していた。

委員：原地区は民生委員の自分が雪かきをしてまわった。

委員長：1人暮らしの方の事情もいろいろある。大雪の際は高齢者宅に声かけをして回るが、無理に外出する必要もない。

事務局：透析通院でどうしても外出しなければならない場合を除いて、緊急性についても考えながら対応していくことが望ましい。

事務局：今回は2月下旬から3月上旬頃に開催を予定している。

#### 4 その他

特になし

#### 5 閉 会